c　通所介護費等の算定方法第十五号に規定する基準に該当しないこと。

d　次のいずれかに適合していること。

i　算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合に、十九を当該併設型小規模介護医療院におけるⅡ型療養床の数で除した数との積が百分の二十以上であること。

ii　算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合に、十九を当該併設型小規模介護医療院におけるⅡ型療養床の数で除した数との積が百分の十五以上であること。

iii　算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状、行動若しくは意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合に、十九を当該併設型小規模介護医療院におけるⅡ型療養床の数で除した数との積が百分の二十五以上であること。

(2)　Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）

(一)　(1)(一)a、b及びdからfまでに該当するものであること。

(二)　Ⅱ型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3)　Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）

(一)　(一)a、b及びdからfまでに該当するものであること。

(二)　Ⅱ型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ　特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1)　Ⅰ型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一)　併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　イ(1)(一)a、b、d並びにe及びイ(3)(二)に該当するものであること。

b　イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。

(二)　併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　イ(1)(一)a、b及びe並びにイ(1)(二)bに該当するものであること。

b　イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。

(2)　Ⅱ型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一)　併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a　ロ(1)(一)a、b及びd並びにロ(1)(二)bに該当するものであること。

b　ロ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。